

中古住宅適合証明申請書類チェックリスト

(フラット35、財形住宅融資)

フラット35、財形住宅融資の中古住宅適合証明申請のため、次の書類を提出します。

調査書類		確認欄 (※1)	備考
全ての方が提出する書類	1	建物の登記事項証明書の写し	
	2	敷地面積が確認できる書類	土地の登記事項証明書の写し、1に掲げる書類（一戸建て以外）、4に掲げる書類等
	3	建築確認日が確認できる書類	確認済証（建築確認通知書）の写し、検査済証の写し、1に掲げる書類等
	4	物件の概要が確認できる書類 (書類がない場合は提出不要)	パンフレット、確認済証（建築確認通知書）の添付書類又は竣工図の写し（配置図及び平面図）等（あるものではできるだけご提出ください。)
一戸建て等の場合	5	土地の登記事項証明書の写し	申請に係る全ての地名地番についてご提出ください。
マンションの場合	6	管理規約の写し	
	7	長期修繕計画の写し	計画期間20年以上等一定の要件を満たす必要があります。
	6及び7の書類に代えて、次のいずれかの書類を提出することもできます。 (6及び7の書類に代える場合は、提出する書類に○印を付してください。) ・旧公庫マンション情報登録証明書（旧公庫マンション情報登録制度（※2）に登録されている物件の場合） ・マンションみらいネットのHP上で公開されている登録情報（管理規約・修繕計画）の写し (マンションみらいネット（※3）の登録情報により、管理規約の内容が確認できる場合は6の書類に、長期修繕計画の内容が確認できる場合は7の書類に代えることができます。) ・過去の中古住宅適合証明書（証明書有効期間内のもの）の写し（※4） (過去に中古住宅適合証明書を取得している物件で、検査機関又は適合証明技術者が同一の場合に限ります。) ・地方公共団体が交付する管理計画認定マンションであることを証する書類		
住宅の構造が「木造の住宅（※5）」に該当する場合（※6）	8	設計図書	耐久性基準に関する検査に必要となります。耐久性基準が確認できる書類がない場合の取扱いについては、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。
住宅の構造を住宅メーカーに確認した場合	9	中古住宅構造確認書	構造の検査に必要な図面などが無い場合で、住宅メーカーに確認する方法です。書式、取扱い等については、機構ホームページでご確認ください。 (http://www.flat35.com/tetsuduki/cyuko/kensa_doc.html)
併用住宅の場合	10	設計図書	住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類（平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの）
フラット35Sの基準を適用する場合 (*適合証明申請は、金利Bプランの省エネルギー性の基準を除き、検査機関に限ります。)	省エネルギー性	基準に適合することが確認できる次のいずれかの書類 ①新築時の設計図書等 ②新築時の適合証明書 ③新築時の建設住宅性能評価書 ④既存住宅の建設住宅性能評価書 ⑤BELS評価書 ⑥その他住宅の性能を証明する書類	左記の書類は基準に適合することを確認できるものに限ります。また、取得時から増改築がある場合は、当該書類を活用できません。 『⑥その他住宅の性能を証明』する書類は、次の通りです。 【省エネルギー性】 ・省エネ住宅ポイント対象住宅証明書 ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書 ・基準適合住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類 ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類※ ・認定低炭素住宅等であることを証する書類※ ・札幌版次世代住宅認定証 ・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書 ・子どもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 ※令和4年10月1日以後の認定基準に適合することを証明するものに限ります。 【省エネルギー性以外】 ・次世代住宅ポイント対象証明書 【耐久性・可変性】 ・所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類※ ※令和4年10月1日以前の認定基準に適合することを証明するものを含みます。
	耐震性		
	バリアフリー性		
	耐久性・可変性		
フラット35維持保全型の基準を適用する場合	長期優良住宅	次のいずれかの書類 ①所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類 ②新築時の適合証明書	左記の②の書類はフラット35S（特に優良な住宅基準）のうち「耐久性・可変性」の基準に適合することを確認できるものに限ります。
	管理計画認定マンション	地方公共団体が交付する管理計画認定マンションであることを証する書類	
	安心R住宅	安心R住宅調査報告書	適合証明検査の申請受理日において、安心R住宅の調査日から1年以内であるものに限ります。
	インスペクション実施住宅	既存住宅状況調査が行われたことを確認できる報告書 ※調査対象部位における劣化事象等、著しい蟻害、著しい腐朽等（鉄骨造の場合は著しい腐食）又は構造耐力上問題のある不足が見られないこと	適合証明検査の申請受理日において、既存住宅状況調査の現地調査実施日から以下の期間内であるものに限ります。 ・一戸建て等の場合：1年 ・竣工から10年以内のマンションの場合：5年 ・竣工から10年超のマンションの場合：3年
	既存住宅売買瑕疵保険付保住宅	既存住宅売買瑕疵保険の保険証券又は付保証明書	
その他	13	物件検査の項目によっては、図面等をご提出いただく場合があります。詳しくは、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。	

※1 提出する書類がある場合は、確認欄に○印を付してください。

※2 旧公庫マンション情報登録制度とは、第三者の登録機関がマンションの管理規約、長期修繕計画等の共用部分の維持管理内容の情報を管理組合からの申請に基づいて登録する制度をいいます。詳しくは、機構ホームページでご確認ください。(http://www.jhf.go.jp/customer/ki_jyun/tsumitate_reuse_kouko.html)

※3 マンションみらいネット (<http://www.mirainet.org/>) とは、(公財) マンション管理センターが運営している登録制度をいいます。

※4 同一住棟内の他住戸の適合証明書の写しによることができます。

※5 「木造の住宅」とは、主要構造部を耐火構造とした住宅及び準耐火構造（省令準耐火構造を含む）の住宅以外の住宅をいいます。募集パンフレット、旧公庫融資書類（現場審査通知書又は適格認定通知書）、設計図書でご確認ください。

※6 財形住宅融資（リ・ユース住宅）の場合は不要です。